

電子債権記録機関の実務を踏まえた約諾書等の一部改正について

平成25年4月26日

株式会社 東京証券取引所

当取引所は、信用取引口座設定約諾書、先物・オプション取引口座設定約諾書及び発行日決済取引の委託についての約諾書（以下「約諾書等」といいます。）の一部改正を行い、本年7月16日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、平成20年12月1日に施行された電子記録債権法（平成19年法律第102号）に基づき設立された¹、電子債権記録機関の一部において、手形交換所の取引停止処分と同様の取引停止処分が設けられていることを踏まえ、当取引所が定める約諾書等²に規定する「期限の利益の喪失」の要件のひとつである「手形交換所の取引停止処分を受けたとき」に、「電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき」を新たに追加することに伴うものです。

以上

¹ 現在、日本電子債権機構株式会社、S M B C 電子債権記録株式会社、みずほ電子債権記録株式会社及び株式会社全銀電子債権ネットワークの4社が金融庁による指定を受けています。

² 当取引所は、信用取引、先物・オプション取引及び発行日決済取引を行おうとする顧客に対して、約諾書等を取引参加者に差し入れるよう規定しており、当該約諾書等は、当取引所が定める様式によるものとしています。